生活行為向上リハビリテーション研修を修了しました。

平成 28 年 7 月 3 日 通所班 理学療法士 北村美紀

平成27年度介護報酬改定において、「活動と参加に焦点を当てた新たなリハビリの推進」として【生活行為向上リハビリテーション】という体系が新設されました。

加齢等により生活機能が低下した高齢者に対し、起居や歩行などのADL、家事などのIADL、社会参加などの生活 行為の向上について焦点を当てたリハビリを提供するとし、居宅など実際の生活場面での具体的な指導など訪問と通所 を組み合わせ、目標を達成するために最も効果的な方法と介入頻度・時間を選択しながら、6ヶ月の利用を限度として 重点的に取り組むことにより、活動と社会における役割や生きがいの早期獲得を目指すものです。

もともと介護保険のリハビリサービスの一つである通所リハビリテーションでは、「日常生活上の生活行為への働きかけである介護サービスをリハビリテーションの視点で提供するもので、<u>事業所での訓練場面でも、常に居宅での生活場面を想定してリハビリテーションが提供されることが基本</u>」とされています。そういった意味では「生活行為向上リハ」は、新しい概念というより「原点回帰」の概念ともいえます。ただ、介護保険で行われるリハビリが医療で提供されるリハビリと内容に大差がないという警鐘で介護保険リハの手法の見直しが求められています。

